

船橋市立船橋高等学校行田テニスコートを使用する場合の騒音に関する陳情

[願意]

船橋市立船橋高等学校行田テニスコート(コート:4面)を使用する場合騒音を出さないこと、騒音を遮断する防音設備(遮断版等の設置)を設けて下さるよう陳情致します。

[理由]

船橋市立船橋高等学校行田テニスコート(以下「当該施設」という)は、主に市立船橋高等学校のテニス部が利用するための施設として、平成28年4月1日から使用が開始されております。

私(達)は、当該施設から公道を挟んで10.53メートル(船橋市道路情報システムより)の処に数世代にわたって居住している市民です。

当該施設は、市立船橋高等学校が使用しない平日(月曜～金曜)の昼間の時間(9～15)は、登録した市民の団体に使用開放がなされております(但し、冬季・夏秋間等の高校の授業が休み期間は、使用開放は行われてない。)

市立船橋高等学校の使用は、平日15時以降、土曜日・日曜・祝祭日・夏休み・冬休みの全日となっています。

当該施設を使用する際に発せられる騒音に近隣住民が日々悩まされているのは、主として市立船橋高等学校のテニスを使用する場合です。

毎日、受忍の限界を超える騒音はソフトテニスボールの打球音とソフトテニス・硬式テニスの区別なくプレー中に発する甲高い発声音です。当該施設は、利用が開始されてから平成31年3月末日で満3年となります。

当該施設の利用開始から、騒音に対する改善を求めて市立船橋高校とは電話や該当施設内で話し合いをして、何度も交渉を重ねて来ました。

さらに、市役所の市民の聞く課、公園緑地課、生涯スポーツ課などにも相談し、改善を求めて来ました。

しかしながら、昼間の市民の登録団体が使用する場合を除き、騒音に対するは改善は全くされておられません。

そのため、市民の代表者としての組織である「市議会」に改善を求める訴えをさせて戴きました。当該施設を使用する場合に発せられ騒音が原因で病院通いを強いられる状況も起きています。(診断書添付)

当該施設の願意をご理解して頂き、当該施設の使用状況の改善を図るためご決議をなさって下さるようお願い致します。

市立船橋高等学校の当該施設の利用状況を大幅に改善して下さいよう陳情致します。

加えて、当該施設に騒音を遮断するための防音設備(遮断板等の設置)を設けて下さるよう陳情致します。